

## 会 議 錄

会議の名称	令和7年第3回定例会 和泉市例規等審査委員会
開催日時	令和7年8月19日(水)午後3時30分から午後4時まで
開催場所	和泉市役所 3階庁議室
出席者	<p>【例規等審査委員会委員】            (委員長)並木副市長            (委 員)森吉副市長、前田市長公室長、土本総務部長、山崎環境産業部長、西川福祉部長、            東教育・こども部長、門林政策企画室長、山口人事課長、左海財政課長</p> <p>【事務局職員】            (総務管財室)古川室長、高垣課長、中川総括主幹、澤田総括主査、松阪主任、横尾主事</p> <p>【担当課職員】            (人事課)尾郷次長、山口課長            (子育て支援室)山本室長、西村総括主幹            (都市政策室)佐原課長、中川主査            (建築・開発指導室)石田課長、本田総括主幹</p>
会議の議題	<p>1 審査案件</p> <p>(1)和泉市職員旅費に関する条例及び和泉市実費弁償条例の一部を改正する条例            (2)和泉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例            (3)&lt;検察協議前&gt;和泉市府中町五丁目地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例            (4)&lt;検察協議前&gt;和泉市唐国町四丁目地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例</p> <p>2 報告案件</p> <p>(1)和泉市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例            (2)和泉市議会議員及び和泉市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例            及び和泉市議会議員及び和泉市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例            (3)和泉市水道事業、公共下水道事業及び公共浄化槽事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例            (4)和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例            (5)和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例            (6)和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例            (7)和泉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</p>

会議の要旨	・令和7年第3回定例会に提案する条例案について審査を行った。 ・令和7年第3回定例会に提案する条例案で、軽易なものについて報告を行った。
会議録の 作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の 確認方法	<input type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input checked="" type="checkbox"/> 出席した委員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他( )
その他の 必要事項	会議非公開

審議内容(発言者、発言内容、審議経過、結論等)	
並木委員長	<p><b>1 審査案件</b></p> <p><b>(1)和泉市職員旅費に関する条例及び和泉市実費弁償条例の一部を改正する条例</b></p> <p>担当課から、条例案について補足説明があればお願ひする。</p>
人事課	特にない。
並木委員長	それでは、総務管財室からの確認事項をお願いする。
総務管財室	<p>今回、この条例改正に当たって、総務管財室から2点確認をさせていただいた。</p> <p>1点目、大きな変更として日当を廃止し、宿泊手当を新設することだが、改正後は支給対象とならないものについて、何らかの手当を講じる必要はないかということ、</p> <p>2点目、宿泊費の上限について一部国と異なる対応を取ることだが、その理由に関することについて確認した。</p>
並木委員長	各委員から質問や意見があればお願ひする。
左海委員	<p>概要資料の1ページに国の法改正に伴い、日当を廃止し、宿泊手当を新設するとあった。これまで日当は1日2,000円であったが、今回、東京に旅行した場合の宿泊費が14,000円から19,000円となった。実際に東京へ出張した場合、具体的にどのようになるのか。</p>
人事課	<p>東京への1泊2日の出張を行った場合で、朝食付19,000円の宿泊施設に宿泊するケースを例とする。</p> <p>現制度では宿泊費の上限が14,000円であるため、14,000円を支給し、それに加えて2日分の日当である4,000円の合計18,000円を支給していた。</p> <p>新制度では宿泊費の上限が19,000円であるため、19,000円を支給し、それに加えて宿泊手当を支給する。宿泊手当は1夜あたり2,400円であるが、朝食、夕食が付くとそれぞれ800円減額されるため、今回のケースでは800円減額した、1,600円が支給され、宿泊費と合わせて20,600円支給されることとなり、現制度と比較して支給額は2,600円の増となる。</p>
左海委員	宿泊手当について朝食が付くと800円が減額されることや、日当が廃止されるため、一部これまでよりも下がる部分がある一方で、14,000円を超えていると自己負

	担が発生していたが、このような自己負担がなくなるという制度改革ということか。
人事課	その通りである。
門林委員	調整事項にもあったが、改正省令によると現行規定で定める宿泊費の上限額よりも上限額が下がる都道府県があるとのことであったが、その地域と金額について教えてほしい。
人事課	愛知県が11,000円、広島県が13,000円、静岡県、三重県、島根県が11,000円、鳥取県が8,000円である。これまで一律の基準に基づいて支払っていたものが下がることとなるため、据え置く。
門林委員	愛知県に宿泊する際、改正省令では上限額は11,000円であるが、14,000円が支給されるということか。
人事課	その通りである。
山崎委員	宿泊施設の選択において、やむを得ない場合を除き、朝食や夕食がないプランを選択するように人事課として周知する予定はあるのか。
人事課	宿泊手当とは、自宅での食事ではなく外食となる分の経費及び諸雑費に充てるものとなっているため、個人の判断に委ねる形となる。
山崎委員	個人の判断に委ねてしまうと、例えば、ビジネスホテルであれば6,000円で宿泊できるところを、食事付きの11,000円のところに宿泊するようなことも起きてしまうが問題ないということか。
人事課	経済的かつ合理的であるかを軸に判断していくことになる。手引きや例示で示していきたい。
並木委員長	改正後も効率的な旅費運用をするものと見込んでいるがその通りであるか。
人事課	その通りである。
	(2)和泉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
並木委員長	担当課から、条例案について補足説明があればお願ひする。

子育て支援室	今後のスケジュールについて、現時点では国から基準が示されていないが、関連条例を3月議会でも提案予定である。
並木委員長	追加で条例を定めることがあるのか。
子育て支援室	令和8年度から本事業が「給付事業」となるため、子ども・子育て支援法に基づき、給付対象事業者の指定に関する確認の基準を定める条例が必要となる。
並木委員長	総務管財室へは情報共有しているのか。
子育て支援室	している。保育園等も同じ枠組みで別に条例を定めている。
総務管財室	新規制定ではあるが、国の基準通りで市の裁量もないため、パブリックコメントも実施しないと聞いている。ただ、過去に類似の和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定した際は、パブリックコメントを実施していたため、その是非についてもご意見を伺えればと審査案件として取り扱うこととなった。このことについては、総務管財室からの確認事項にも挙げている。
門林委員	条例名の中に「乳幼児等」とあるが、ほかに0歳～3歳を指す言葉として乳児、乳児等、子どもなどあるが、他団体を含めてどのような表現が良いか検討したのか。
子育て支援室	内閣府令の名称は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準である。子ども誰でも通園制度は通称である。乳児がどこまで指すかについては、各法令を確認の上、後日回答する。
並木委員長	法令で言葉の意義が異なるので、確認願う。
西川委員	実施場所について、保育所等は第21条で定められているが、地域子育て支援拠点は定められていないが問題ないか。また、「時間帯等」と規定されているが、ここでの「等」は何を示すのか。加えて、第20条第3項に規定している「児童数」は何を意味するものか。
子育て支援室	言葉の定義については、国の基準通りとしている。 実施場所については、保育所、認定こども園だけではなく、地域子育て支援拠点なども定められるようになっているが、一般的な保育所等の基準をクリアする必要がある。

並木委員長	これについて、別途規則等で定める必要はないか。
子育て支援室	<p>その必要はない。ただし、設置基準が厳しく、実際のところは保育所以外では展開できないと考えている。</p> <p>基準を満たし、登録することで一般型乳児通園支援事業となる。第20条第2項と第3項に規定があり、余裕活用型であれば第3項になる。第2項は第3項以外のものである。具体的には書いてはいないが、地域子育て支援拠点は第2項に該当する。</p>
並木委員長	施設の形は問わないということか。
子育て支援室	その通りである。
並木委員長	総務管財室と調整の上、言葉の定義について報告いただきたい。
総務管財室	回覧・レポートを通じて報告したい。
	(3) <検察協議前> 和泉市府中町五丁目地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例
	(4) <検察協議前> 和泉市唐国町四丁目地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例
並木委員長	担当課から、条例案について補足説明があればお願ひする。
都市政策室、建築・開発指導室	特はない。
土本委員	確認である。本案件に限らずこの条例は都市計画審議会で諮られた後、決定した内容を条例化するものであると認識しているが、間違いないか。
都市政策室、建築・開発指導室	地区計画で定めたものを条例とするとことができるとあり、その通りである。
土本委員	新規制定のものは基本的には審査案件となろうかと思うが、この2条例については、都市計画審議会で決定された内容を条例化しているもので、裁量の余地がなく、この場において審査することがないと考えられる。委員長の判断になろうかと思うが、次回から報告案件で良いのではないかと思う。

並木委員長	軽易な事案に該当するものの基準を定めており、それを基に審査案件として取り扱うこととしたが、この条例に関しては都市計画審議会で決定されたものをそのまま条例化するものであるため、今後事務局と対応を検討したい。
総務管財室	基準では制定と改正で軽易なものとみなす基準が異なる。改正ではすでに他の会議体で意思決定がなされたものを、その内容に沿って条例化するものを軽易なものとして扱うとしているが、そのまま制定にも当てはめることが適当なのか検討する必要があると考えているため、委員長に相談して決めていきたい。
並木委員長	<b>2 報告案件</b> それでは引き続き、レジュメに記載の報告案件について、総務管財室から補足等あれば、説明願う。
総務管財室	今回この審査案件以外の報告案件としては7件ある。資料以外で総務管財室から補足をしておくべき点は特段ない。
並木委員長	全ての案件が終了したため、これで例規等審査委員会を終了する。

以上